

札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月 12 日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第 5 号

札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

札幌市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則（令和元年規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表4 13の項中「する場合」の次に「、感染症の予防のための学校等（対象となる子が在籍する保育所、幼稚園、小学校その他これらに類するものをいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部の休業（これに準ずる措置を含む。）により対象となる子の世話をを行う場合又は学校等が実施する行事（対象となる子が参加するものに限る。）に参加する場合」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。